

1877

| | |
|-----|--------------------------|
| 第八部 | 支那の政治的変遷ニ伴フ諸取極及日清戦後支那ノ事情 |
| 第七部 | 日清戦後支那ノ事情及日清戦後支那ノ事情 |
| 第六部 | 支那の政治的変遷ニ伴フ諸取極及日清戦後支那ノ事情 |
| 第五部 | 支那の政治的変遷ニ伴フ諸取極及日清戦後支那ノ事情 |
| 第四部 | 支那の政治的変遷ニ伴フ諸取極及日清戦後支那ノ事情 |
| 第三部 | 支那の政治的変遷ニ伴フ諸取極及日清戦後支那ノ事情 |
| 第二部 | 支那の政治的変遷ニ伴フ諸取極及日清戦後支那ノ事情 |
| 第一部 | 支那の政治的変遷ニ伴フ諸取極及日清戦後支那ノ事情 |

外務省

1.1.1.0-27 5700

0002

1876

支那事変

支那事変

1.1.1.0-27

5699

0001

1876

支那事變 (支那)

S 111.0-27 5699

1877

| | |
|-----|---|
| 第一部 | 支那事變ノ勃發及事變處理方針並ニ初期事變決定事項 (附錄) 支那事變日誌及重要決定事項一覽表 |
| 第二部 | 支那事變初期ニ於ケル第三國ノ利益問題・租界關係問題 及海關通商條約問題 |
| 第三部 | 支那事變ト國際聯盟及九國條約會議 |
| 第四部 | 揚子江航行問題・天津事件・滬甯鐵路問題 |
| 第五部 | 臨時政府・袁世凱政府及袁世凱政府成立經過 (附具各地地方 政府) |
| 第六部 | 南京國民政府成立經過 |
| 第七部 | 日華基本條約ノ締結及日華共同宣言 |
| 第八部 | 國民政府參戰ニ伴フ諸取遣及日華同盟條約ノ締結 |

外務省

1.1.1.0-27 5700

REEL No. A-0227

1879

日華基本條約及日滿華共同宣言締結

昭和十五年三月三十日新南京國民政府ノ成立ヲ見ルヤ帝
 國政府ハ日華國交修好ニ關スル劃期的交渉ニ入リト
 トナレリ之昭和十三年十一月三十日滿前會議ヲ決定
 根柢
 セラレタ^ル方針ニ基キ 汪精衛ノ新中央政府樹立運動
 ヲ通シテ彼我折衝セラレタ^ル彼我ノ見解ヲ具體化セ
 ニトスルモノナリ四月一日阿部信行ヲ特命全權大使

外務省

S 1.1.1.0 - 27

5702

0004

1878

日華基本條約及日滿華共同宣言締結

外務省

S 1.1.1.0 - 27

5701

0003

スルヲ以テ種々折衝ヲ重キニ終リ(日華間主張
 行付) (又此所アリタリ)
 ノ事詳細ハ「日支新聞」係調整條約交渉書類
 ニ付テ参照セラシメシ) 次ニ「イニシアル」ヲ了シタル安ホ文ニ
 付更ニ兩國各々國內的検討ヲ重ネタル結果局部的
 ニ其ノ修正ヲ必要ヲ認め九月下旬再接衝ノ上意見
 ノ妥結ヲ見十月一日兩國委員間「イニシアル」ヲ行ハリ
 他方日滿華間ニ折衝サレタル共同宣言案ニ付テモ案文

外務省

S 1.1.1.0 - 27 5704

0006

ニ任命二十日南京ニ著任ル諸般ノ準備ヲ為シ七
 月五日國交調整條約締結ノ第一回正式會議開催セ
 ラレタリ爾後約二十日ヲ經八月二十八日第十五回正式會
 議迄二十五回ノ正式會議ヲ開キ條約案文一應ノ
 決定
 外務ヲ見外同三十日兩國委員間「イニシアル」ヲ了セ
 リ本條約ノ範圍廣汎ニシテ十四年十二月三十日ノ日華
 協定書類ニ於テモ意見(合)致セサリ(合)問題モ包含
 (内打合) (重要) (内約)

外務省

S 1.1.1.0 - 27 5703

0005

妥結シ十一月下旬滿洲國委員外務局長官 辜鴻銘
 南京ニ到着十一月八日三國委員向ノイニアルレヲ了セリ帝
 國ニ於テハ條約案ヲ十一月十三日ノ御前會議ヲ經テ十月
 二十七日樞密院ノ本會議ニ於テ可決シ南廿十一月三十日
 南京ニ於テ日華基本條約及日滿華共同宣言ノ調印ヲ
 見タリ同日日本國中華民國向基本關係ニ關ス條約
 同ノ附屬議定書ノ附屬議定書ニ關ス日華兩國全權

(同附屬文書)

外務省

0007

S 1.1.1.0 - 27 5705

委員會了解事項ト及日滿華共同宣言ニ公表セラレタ
 リ
 (附) 米英ノ反對聲明
 尚條約調印ニ當リ米ハル國務長官ハ三十日午後日
 本支持下ノ南京政府ニ對シ政府成立當時ノ如キ非
 難ヲ繰返シ新條約ヲ批評シ本年三月米國ノ發表
 ニタル聲明ハ日本カ正式ニ南京ヲ承認コタル事ヲ以テ變

外務省

0008

S 1.1.1.0 - 27 5706

1885

| | |
|-----------------------|--------------------------|
| 六月十日隨員團ニ説明ノ為メ會議ノ議事覽 | (昭和十五年六月十二日 政務部長談話筆記) |
| 六月十二日興亞院會議議事覽 | (昭和十五年六月十日) |
| 條約交渉ニ關スル六月十日聯絡委員會會議事覽 | (昭和十五年六月十日 連絡委員會決定) |
| 大使ニ對スル訓令案 | |
| 添付關係記録資料目錄 | |

外務省

S 1.1.1.0 - 27

5708

0010

1884

| |
|---|
| 更スルモノニ非スルヲ 陳 ハタリ又英政府モ日本カ南京政 府ヲ承認スルモ英國ハ依然蔣介石政府ヲ中國 唯一ノ合法政府トシテ承認ヲ繼續スル旨正式聲明 スル所アリタリ |
|---|

外務省

S 1.1.1.0 - 27

5707

0009

1887

日支新關係調整條約締結交渉ニ関スル内奏(案)
(昭和十五年六月十五日)

大使ニ對スル訓令(案)甲
(昭和十五年七月二十五日)
(興亞院會議決定)

大使ニ對スル訓令(案)乙
(昭和十五年七月二十六日)
(興亞院會議決定)

昭和十五年八月三十日日華兩國交渉委員同ニ「インニアル」
 ヲ了シタル日華滿共同宣言案其基本條約及附屬
 大事件(案)
(昭和十五年八月三十一日)

外務省

S 1.1.1.0 - 27 5710

0012

1886

昭和十五年六月十三日
 有十三日興亞院ニ於ケル訓令内容ノ説明ニ際シ
 打合上京中ノ大使隨員ニ與ラレタル諒解
(昭和十五年六月)

日支國交調整交渉ニ関スル件
(昭和十五年六月十一日)
(興亞院政務部長説明)

日支國交調整ニ関スル條約案訓令ニ関スル内閣總理
 大臣内奏(案)
(昭和十五年六月)

外務省

S 1.1.1.0 - 27

5709

0011

| | |
|------------------------------|---------------|
| 九月二十日興亞院會議々事概要 | (昭和十五年九月二十日) |
| 大本營政府連絡會議之因る件 | (昭和十五年十月四日) |
| 政府大本營連絡會議之對る條約案の提出理由(總理大臣ヨリ) | (昭和十五年十月) |
| 大本營連絡會議之於る外務大臣説明要旨 | (昭和十五年十月四日) |
| (支那事變處理要綱) | |
| 對支政策(前會議件) | (昭和十五年十一月十三日) |

S 1.1.1.0-27 5712

0014

| | |
|-----------------------------|--------------|
| 日支新關係調整條約交渉書類 | (昭和十五年八月三十日) |
| 昭和十五年八月三十日華西國交渉委員向ニシテ「ニニナル」 | |
| ヲシタル日華滿共同宣言案並ニ日華向基本條約 | |
| 案及附屬文書案ニ關スル交渉訓令内容案(案) | |
| 條約現地案ニ關スル議事按察 | (昭和十五年九月三日) |
| | (興亞院會議決定案) |
| | (昭和十五年九月十日) |
| | (連絡委員會議決案) |

S 1.1.1.0-27 5711

0013

大 使 ニ 對 ス ル 訓 令 案
 昭和十五年六月十一日 修正
 連絡委員會決定 修正
 委員令
 實大使ハ左記ニ依リ新中央政府トノ間ニ日支新關係調整ニ關スル
 條約締結ノ交渉ヲ開始セラレ度シ
 記
 一 帝國政府ハ新政府ノ承認ヲ條約締結ノ形式ニ於テ行フモノナル
 處右條約ノ構成及其内容トシテ取極ムベキ事項ノ範圍及緊要度
 ニ關シ交渉ノ基礎トシテ別紙第一「條約體系草案」別紙第二
 「日支共同宣言書草案」別紙第三「日支間ノ新外交條約ニ
 關スル條約草案」及別紙第四「附屬議定書草案」ヲ決定セリ
 而シテ「條約體系草案」ニ掲ゲラレタル諸取極中右以外ノモノ
 ニ就キテハ目下鋭意審議中ニシテ引續キ決定ノ上送付セラルベ
 シ
 二 支那ノ滿洲國承認ハ今同ノ條約締結前又ハ遅クトモ之ト同時ニ
 必ス之ヲ實行セシムルヲ要ス。

外務省

日華基本條約及日滿華共同宣言書關係文書
 一 日滿華共同宣言書
 二 日本國中華民國向基本關係之關係條約
 三 附屬議定書
 四 附屬協定書・南支日華兩國全權委員同
 了解事項
 五 附屬秘密協約
 六 附屬秘密協定
 七 秘密交換公文(甲)
 八 秘密交換公文(乙)
 附屬事項披露草案
 協議書數照會之圖之管理書
 九 日支新關係調整之圖之協議書數

外務省

而シテ承認ノ形式ニ付テハ我方トシテハ日滿支三國政府ガ主權
 及疆土ノ相互尊重並ニ相互提携ノ精神ヲ共同ニ宣言スル別紙第
 二ノ如キ形式ニ依ルコト最モ適當ナルベシト認ムル次第ナリ
 三新條約ハ帝國方支那ニ於ケル抗日勢力ニ對シテ大規模ナル戰爭行
 爲ヲ繼續シツツ我方占據地域内ニ於テ成立セル新政府ヲ相手ト
 シ締結スルモノナル結ニ於テ非常交戦期間ニ於テ休戦後締結セ
 ラルル講和條約トハ本質的ノ相違アリ、即チ新條約ハ事變ノ善
 後處置及今後永キニ渉ル日支關係ノ標準ヲ定ムルモノタルヲ安
 スル外、之ト同時ニ内國民ノ士氣ヲ振作シ事變完遂ニ對スル國
 民的結束ヲ維クシ、外支那人心ヲ把握シテ事變ノ解決ノ促進ニ
 資シ、且第三國ニ對シテハ帝國政策遂行ニ妨スル不動ノ決意及
 其ノ具體的限界ヲ明示スルモノタルヲ安スル次第ナリ
 右ハ公表セラルベキ語取極ノ規定ニ據シ政府ノ特ニ意圖スル結
 ナリ

外務省

四我國ノ支那ニ於ケル戰爭行為ハ向大規模ニ進行中ナルヲ以テ我
 方トシテ新政府ノ承認、新條約ノ締結ニ依リ聊セ戰爭行為ニ累
 ヲ及ボスカ如キ拘束ヲ受クルコトヲ欲セサルハ勿論、新政府モ
 進ンデ事變解決ノ爲我方ト密接ニ協力スベキモノト認ムルモノ
 ニシテ別紙第四「附屬規定書要綱」中ニモ此結ヲ明記シ誤解ナ
 キヲ期シタリ
 五今同交渉ガ大體客年十二月二十日梅機關、注脚間ニ内附セラレ
 タル「日支協約書類」ノ線ニ沿ヒテ行ハルルコトトナルベキコ
 トハ從來ノ經過殊ニ支那側ノ立場トシテ當然ニシテ政府ニ於テ
 モ條約取極ノ立案ニ當リ努メテ此點ニ留意シタリ、而シテ交渉
 ノ開始ニ當リ支那側トシテハ先ツ「日支協約書類」全體ノ確認
 フ求メ來ルコトアルベキ處我方トシテハ實大甲ニ於テ我方モ亦
 大體右「日支協約書類」ノ趣旨ニ準據シ交渉ヲ行フ意向ニシテ
 今回提示スベキ我方ノ案ガ大體右「協約書類」ノ趣旨ニ合致セ

外務省

機密ノ保持ニ就テハ重慶側及第三國側ノ策動等ニモ鑑ミ待ニ新
 政府側トモ充分打合せ萬全ヲ期セラレ度シ
 又新政府ガ帝國ト條約ヲ締結スルノ資格ノ點ニ關シテハ別ニ訓令
 セラルベシ

外務省

ルモノナル旨及前記「條約體系概要」ニ含マレサル事項ニ關シ
 テハ軍事總綱ニ件フ特殊事項ノ存在ヲ考慮ニ入レツツ引續キ右
 「日支協約書類」ノ規定ノ趣旨ニ準據シ日支兩國協力シテ國交
 修復ノ爲之方具現ニ努ムハク又條約諸取極ヲ和足スル爲引續キ
 右趣旨ニ準據シ具必要ニ應シ更ニ具體的事項ニ付協定ヲ折衝締
 結スベキ旨ヲ回答セラルルモ差支ナシ。又先方ニ於テ強テ主張
 スルニ於テハ「條約體系概要」ニ含マレサル事項中ノ或ルモノ
 ニ付此際取極ヲナスコトモ考慮シ得サルニハ非ス。然レドモ其
 場合ニ於テモ我國トシテ戰爭進行中ナル現在ノ事態ニ於テ「協
 約書類(別冊)」ニ掲ゲラレタル事項ニ關シ將來ニ對シ拘束ヲ受ク
 ルガ如キ取極ヲ今直チニナスコトハ困難トスル處ナルニ付御含
 ミ直キ相成度シ
 又今回交渉ハ待ニ微徹且重大ナルヲ以テ政府ト密接ナル聯絡ヲ保
 持シ交渉ノ經過ニ就テハ隨時報告セラレ度シ

外務省

1897

「別紙第一」

條約 米 賦 步

昭、一、一、六、一、〇
連絡委員會決定
條約対策委員會

一 日清支共同宣言
二 日支間關係條約
三 基本條約（公表）
四 日支間ノ國交修復條約

「日支間ノ國交修復條約」

一 特殊事態ノ承認
二 既成事實ノ承認
三 撤兵
四 日人ノ受ケル損害賠償及支那難民救済

一 一般産業協力
二 北支、蒙疆
三 海、河、島
四 揚子江、流地域
合辦會社

〇〇

一 外交提携
二 治安駐兵
三 交通等、ノ軍事的要求權
四 駐屯ニ伴フ便宜供與
五 航空氣象、鐵道、海運、水運、通信

〇〇

一 北支政務委員會
二 蒙疆自治
三 揚子江下流地域
四 海、南、島、省
五 廈門特別市

備考 ○ヲ附シタルモノハ我方トシテ必ず承認ニ當リ基本條約及共同宣言ト共ニ同時ニ取極ムルコト必要ト認めル事

（四）附屬協定（秘密）

（五）交換公文（秘密）
（各箇別のモノトナルベシ）

外務省

6 1.1.1.0 - 27

5720

0022

1896

昭、一、一、六、一、〇
連絡委員會決定
條約対策委員會

一 特殊事態ノ承認
二 既成事實ノ承認
三 撤兵
四 日人ノ受ケル損害賠償及支那難民救済

一 一般産業協力
二 北支、蒙疆
三 海、河、島
四 揚子江、流地域
合辦會社

〇〇

一 外交提携
二 治安駐兵
三 交通等、ノ軍事的要求權
四 駐屯ニ伴フ便宜供與
五 航空氣象、鐵道、海運、水運、通信

〇〇

一 北支政務委員會
二 蒙疆自治
三 揚子江下流地域
四 海、南、島、省
五 廈門特別市

備考 ○ヲ附シタルモノハ我方トシテ必ず承認ニ當リ基本條約及共同宣言ト共ニ同時ニ取極ムルコト必要ト認めル事

（四）附屬協定（秘密）

（五）交換公文（秘密）
（各箇別のモノトナルベシ）

外務省

6 1.1.1.0 - 27

5719

0021

1899

「別紙第三」
 日文同ノ新編父修復ニ關スル條約要綱（案）
 昭和十五年六月十一日
 連絡委員會決定
 修訂委員會
 日文兩國政府ハ兩國方東亞ニ於ケル新秩序建設ノ理想ノ下ニ相互ニ善隣トシテ結合シ果洋平和ノ輻輳タルコトヲ共同ノ目標トナシ之方爲日文兩國間ノ新關係ヲ申スヘキ基本的前提トシテ夫ノ各條ヲ協定セリ

第一條 兩國ハ相互ニ本然ノ特質ヲ尊重シ善隣友好ノ實ヲ奉クル爲各般ニ互リ互助敦睦ノ手段ヲ講スルコトヲ約ス

兩國ハ政治、外交、教育、風俗、交易等諸般ニ互リ相互ニ好誼ヲ發展スル方如キ措置及原因ヲ撤除シ且將來ニ互リ之ヲ禁絶ス兩國ハ文化ノ融合、勸進及發展ニ協力ス

第二條 兩國ハ協同シテ防共ニ當リ且共進ノ治安維持ニ勵ムコトヲ約ス

日本ハ蒙疆ニ北支ノ一定地域ニ所安ノ日本國庫ヲ駐屯シ又南

外務省

S 1.1.1.0 - 27 5722

0024

1898

「別紙第二」
 日滿支共同宣言書要綱（案）
 昭一六 六一二
 連絡委員會決定
 修訂委員會
 日本國政府、滿洲國政府及中華民國政府ハ三國方東亞ニ相協シテ進歩ニ立脚スル東亞ノ新秩序ヲ確立シ以テ水陸ノ平和ヲ保持センコトヲ希望シ左ノ如ク宣言ス

一、日本國、滿洲國及中華民國ハ相互ニ其ノ主權及領土ヲ尊重ス

二、日本國、滿洲國及中華民國ハ善隣友好ノ實ヲ奉クル爲各般ニ互リ互助敦睦ノ手段ヲ講ス

各般ニ互リ互助敦睦ノ手段ヲ講ス

註、本書ハ三國ノ全權委員之ニ署名シ發表スルモノトス

外務省

S 1.1.1.0 - 27 5721

0023

1901

外務省

兩國ハ支那ニ於ケル匯業、金融、交通、通信、便興、發達ニ關
 シ素密ニ協力ス
 第四條 日本ハ日支新關係ノ發展ニ照應シ漸次租界ノ邊附、海外
 法權ノ撤廢等ヲ行フ
 支那ハ別ニ協定セララルル處ニ依リ日本國民ノ爲内地理ラ開放ス
 第五條 兩國ハ本條約ノ目的ヲ達成スル爲必要ナル事項ヲ別ニ協
 定ス

8 1.1.1.0 - 27 5724

0026

1900

外務省

國ハ各々其領域内ニ於ケル其匯分子及其組織ヲ改良スルト共ニ
 助共ニ備スル情報宣傳等ニ關シ提携協力ス
 日本ハ揚子江沿岸特定ノ地點及南支沿岸特定ノ地點ニ之ニ關
 涉スル地點ニ艦船部隊ヲ駐留ス
 第三條 兩國ハ平等互惠ノ精神ニ依リ且長短相補ビ有無相進スル
 ノ趣旨ニ基キ素密ナル經濟上ノ提携ヲ行フ
 兩國ハ支那領域内ニ於ケル資源殊ニ北支、蒙疆及海陸地處ニ附
 近ノ島嶼ニ於ケル國以上必要ナル特定資源ノ開發ニ關シ素密ニ
 協力ス右資源ノ利用ニ關シ支那ハ日本國及日本國民ニ對シ特
 別ノ便宜トシテ提供ス
 兩國ハ一般通商ヲ振興スルト共ニ兩國間ノ物質諸種ヲ便且且合
 理的ナラシムル爲必要ナル信置ヲ請フ、揚子江下流地處ニ於ケ
 ル兩國ノ通商交易ノ増進及日本ト北支處ニ蒙疆間ノ物質諸種ノ
 合理化ニ關シテハ特ニ素密ニ協力ス

8 1.1.1.0 - 27 5723

0025

「別紙第四」

附屬議定書（公表）與續（案）

昭、一九一〇
連絡委員會決定
條約訂定委員會

第一條

中華民國政府ハ日本國カ現ニ中華民國領域内ニ於テ遂行シツツテ
ル戰爭行為ヲ繼續スル期間右戰爭行為遂行ニ伴、特殊事態ノ存在
スルコト及日本國カ中華民國領域内ニ於テ右戰爭行為ノ目的達成
上各條ノ指圖ヲトルコトヲ諒解シ右目的完遂ニ協力スルコトヲ約
ス
右特殊事態ハ戰爭行為繼續中ニ在リテ日本國ノ右目的達成上之
ヲ許ス限リ情勢ノ推移ニ應ジ條約及附屬議取極ノ精神ニ基キ調整
セラルベキトノトス

第二條

中華民國政府ハ臨時、維新政府其他地方政府ノ新シタル一切ノ政
務ヲ其ノ儘承認スベク之等政府ノ辦シタル諸般ノ現行事實ハ引續

外務省

キ有效ナルコトヲ確認ス

右條約及附屬日支間取極ノ規定ニ依リ調整セラルベキモノニ付テ
ハ將來事態ノ推移ニ應ジテ日支兩國間ノ協議ニ依リ逐次必要ナル
調整ヲ計ルモトス

第三條

日本ハ抗日勢力ニ對スル軍事行動ヲ終了シタル時ハ中華民國ニ派
遣セル約定以外ノ軍隊ノ撤去ヲ開始シ治安確立後二年以内ニ之ヲ
完了スベク中華民國政府ハ本期間ニ於テ治安ノ確立ヲ保障スルモノトス

第四條

中華民國政府ハ事變發生以來支那ニ於テ日本國臣民ノ蒙リタル權
利利益ノ損害ヲ補償スベキコトヲ約ス
日本國政府ハ事變ノ爲生シタル支那難民ノ救濟ニ就キ中華民國政
府ニ協力スベキコトヲ約ス

外務省

1905

イ、「殊ニ支那側ノ立場トシテ」ヲ削除スルコト
 ロ、「支那側トシテハ先ヅ日支協議書類全體ノ確認ヲ求メ來ル
 コトアルヘキ處」ヲ削除スルコト
 ハ、「回答セラレ差支ナシ」ニ代テ「明カニシ要スレハ文
 書ヲ以テセラレ差支ナシ」トノ趣旨ヲ以テスルコト
 ニ、「然レトモ其場合ニ於テハ、御含置キ相成度」ニ代
 テ「但シ協議書類別冊ニ付テハ別ニ指示ス」トノ趣旨ヲ
 以テスルコト

外務省

15
S 1.1.1.0 - 27 5728

0030

1904

「大使ニ對スル訓令案」ニ關スル
 大使隨員團希望事項
 六月十日内示アリタル「大使ニ對スル訓令案」ニ對スル大使隨員
 團希望事項要旨左ノ通
 一 原案記第一項ニ關シ
 イ、「帝國政府ハ新政府ノ承認ヲ條約締結ノ形式ニ於テ行ハ
 ノナル處」ヲ削除スルカ又ハ之ニ代テ「帝國政府ハ新政府
 府承認ノ一方法トシテ條約締結ノ形式ニ依ラントスルモ、ナ
 ル處」ノ趣旨ヲ以テスルコト
 ロ、「交渉ノ基礎トシテ」ヲ削除スルカ又ハ之ニ代テ「我
 方提案トシテ」ノ趣旨ヲ以テスルコト
 二 原案記第二項ニ關シ
 「今回ノ條約締結前」ヲ削除スルコト
 三 原案記第五項ニ關シ

外務省

17
S 1.1.1.0 - 27

5727

0029

1906

條約交渉ニ關スル六月十一日聯絡委員會議事覺

(昭一五六一一記)

出席者

- 柳川總務長官、鈴木政務部長、石川第一課長
- 吉野第二課長、眞方調査官、小關事務官、武
- 内調査官、外務省堀内東亞局長、田尻同第一
- 課長、陸軍省武藤軍務局長、海軍省阿部軍務
- 局長、矢野同第一課長、大藏省相田理財局長
- 榎田同外事課長

一 政務部長ヨリ左ノ趣旨ヲ説明ス

「前回ノ委員會ノ際ニ御説明シタル條約對策委員會ノ條約案ハ大部且細目ニ涉リ之ヲ全般ニ涉リ審議決定センガ爲ニハ長時間ヲ要シ先般興亞院會議ニ於テ示サレタル政府ノ至急交渉ヲ開始シ度シトノ方針ニ副ハザルヲ以テ「條約體系概要」及必要ナル少數ノ基本的取極ノミヲ先ヅ決定シ之ニ依リ速カニ交渉ヲ開始スルトイフ考ヘ方ニ基キ訓令案ヲ起案シ條約對策委員會ノ決定

外務省

1.1.1.0 - 27 5729

0031

1907

ヲ經テ今日御審議ヲ願フコトナリタリ

ニ 議案 (一) 大使ニ對スル訓令案 (一) (別紙第一) 條約體系概要

「(別紙第二) 日滿支三國共同宣言書案」 「(別紙第三) 日支間ノ新國交修復ニ關スル條約案」 「(別紙第四) 議定書案」 朗讀

三 議案ニ關スル質疑ニ入り

相田理財局長「大使ニ斯ル訓令ヲ出シタル後大使ノ意見又ハ支那側ノ主張ニ依リ諸案ニ變更アルベキコトヲ豫想セラルルヤ。例ヘバ附屬議定書第一條中支那ハ日本ノ戰爭行爲完遂ニ協力ストノ規定ノ如ク内容ニ於テ「協議書」ヨリモ進ンタ規定モアリ此ノ他ニモ全體トシテ氣持ニ於テ進ンデ居ル規定アリ。之等ニツキテハ交渉必ズモ容易ナラザルベク、又支那側トシテハ我方ノ「條約體系概要」ニ含マレザル「協議書類」規定事項ニツキ取極締結方ヲ固執スルコトモアルベシ。要スルニ我方ノ案ハ

外務省

1.1.1.0 - 27 5730

0032

1909

堀内東亞局長「ニノ滿洲國承認ハ「條約締結前又ハ」ハ政府ノ意向トシテ今回ハ條約ト同時ニヤルコトヲ期シ居ルモノナニ付削除シタシ。然ラザレバ訓令ヲ受ケタル方ニテ締結前ニ三國共同宣言ヲヤラセル様ニ努力セネバナラヌコトトナルベシ」

政務部長「交渉ノ經緯ニヨリテハ三國宣言タケデヤル方法モアルニ付書イテアル譯ナルモ意味ハ「遅クモ同時」ノ方ガ重大ナリ」

相田理財局長「政府トシテハ第二項ニ記載セル三國共同宣言ノ形式ヲ最適當ト認メ居レルモ交渉ノ結果支那側ニ於テ寧ロ先ヅ一方的ニ條約締結ニ先ンシ宣言等ノ方法ニヨリ承認スベシトノ意向アラバ之ニテモ差支ナシトノ一般の方針ヲ示シタルモノナル故原案ノ方ガヨシ」

(結局原案通リトスルコトニ決定)

武藤軍務局長「ニノ現象的限界」ノ語ハ稍々難解ナリ」

(結局「具體的限界」ト修正スルコトトナル)

外務省

19

S. 1.1.1.0 - 27

5732

0034

1908

之ヲ絶對的ニ押シツケントスルモノニハ非ザルベシト思考スル處如何」

政務部長「「概要」トカ「要綱」トカノ字句ニ依リ其ノ點ハ承知アリ度シ。協議書類ニ規定セラレタル「體系概要」以外ノ事項ニツキテハ交渉ノ經緯ニヨリテハ此際取極ヲナスコトモ考慮セラレザルニ非ザル旨訓令ニモ記載セラレアリ」

相田理財局長「例ヘバ議定書第一條ノ協力ストノ規定ノ如キ絶對的ナリヤ、支那側ガ之ヲ容レナケレバ新政府ヲ潰スモ可ナリトノ最後ノ腹アリヤ」

政務部長「相手モアル事ナレバ交渉ガ巧ク行カヌ時ノコトヲ一々最後のニ決心シ居ルモノニハ非ズ、兎モ角政府トシテ之デ遣ルト決心シ之ガ貫徹ヲ期セントスルモノナリ」

四、次デ意見ノ開陳ニ入ル

(一)「訓令案」ニ關シ

外務省

18

S. 1.1.1.0 - 27

5731

0033

1910

堀内東亞局長「五ノ「回答セラルルモ差支ナシ」トアルハ口頭ノミナラズ文書ヲ以テスルモ差支ナシトノ意ト諒解ス」
 鈴木政務部長「口頭トシテヤルニセヨ又ハ文書トシテヤルニモセヨ必要アラバ我方ノ企圖完遂ノ手段トシテ回答スルコト差支ナシトノ意ナリ」
 堀内東亞局長「五ノ末項ハ機微重大ナル事項ナルヲ以テ特ニ現地トモヨク連絡シテ善處シタシ」
 私見ナレド支那モ國內的事情ニ基キ「別冊」ヲ斯ル別扱トスルコトニ案外容^勿意ニ同意スルヤモ不知」
 武藤軍務局長「協議書類」別冊、トアルハ「協議書類（別冊）ト改メタシ」
 相田埋財局長「文書ニテ回答スルコトアルベシトノ事ナルガ其文書ノ形式ハ如何ニナルヤ」
 堀内東亞局長「條約トナラヌ形モ考へ得ル次第ナリ。此ノ邊

外務省

ハ外務省ニ委サレタシ」

武藤軍務局長「協議書類ノ確認トナルヤ」
 堀内東亞局長「國家トシテニ非ズ」政府トシテノ輕イ形式ノ確認トナル譯ナルガ訓令案ニモ「折衝締結」云々トアリ差支ナカルベシ」
 阿部軍務局長「五ノ末項ノ規定ハ御含ミ置相成度」トアル處右ハ將來交渉ノ經過ニ依リ大使トシテ請訓ノ餘地アルモノト諒解ス」
 阿部軍務局長「今回ノ條約締結ニ依リ我方ノ海上封鎖ニツキ事態變更スルヤ」
 政務部長「條約委員會ノ審議ニ於テハ嚴格ニ觀念的ニ云ハバ違フコトトナルモ實際的ニハ別ニ處置スル必要ナシトノ結論ナリキ」
 別紙第一ニ關シテハ意見ノ開陳ナシ

外務省

1.1.1.0 - 27

5734

0036

1.1.1.0 - 27

5733

0035

五 「別紙第四」ニ關シ

(二) 第三國ニ均霑セフルコトトナルヲ以テナリ。又此ノ(一)ノ理由ニヨリ附屬經濟協定ヲ公表スルヤ否ヤセ問題トナル譯ナリ

武藤軍務局長「今回ノ如キ條約ニ第三國ガ均霑スルコトハ解シ難シ。戰爭ノ結果獲得セル權益ニハ第三國ハ均霑セザルニハ非マヤ」

堀内東亞局長「大體ニ於テ經濟的ノ規定ニハ均霑シ政治的ノモノニハ均霑セズ」

堀内東亞局長「第三條第二項ノ規定ハ「協議書類」ノ規定ヨリモ可ナリ逸脱シ居レルヲ以テ修正シ度シ」

武藤軍務局長「ソノ點ハ同感ナリ。何ト方文句ヲ考ヘタシ」

(結局修正案作製セフレ將來經濟附屬協定ノ規定ト睨ミ合セテ決定スルモノト諒解シテ一應之ヲ採用スルコトトナル

外務省

(一) 別ニ經濟協定ニテ詳細ニ決定セラルル善チレバ基本條約ニテ詳細ニ規定公表スル必要ナシ、又公表スレバ

(三) 別紙第三ニ關シ堀内東亞局長「内外施政ノ各般」ナル字句アル處條約ノ慣例上外交ノ提携タイプコトハ屬國扱トナル故修正シタシ」

(結局「施政ノ各般」ト修正セラル」

(四) 別紙第三ニ關シ

堀内東亞局長「第一條第二項ツ「外交」ノ字句ハ條約委員會ニテ留保シタル次第ナルガ削除アリタシ」

(論議ノ結果結局「排日外交ヲナサズトノ狹キ意味」ナリトノ理由ニヨリ留保ヲ撤回シ字句ハ其儘トナル」

堀内東亞局長「第三條第二項「日本國及日本國臣民ニ對シ」云々ノ字句ハ支那ノ民心ヲ刺戟スル惧アルヲ以テ「兩國ハ支那ニ於ケル・・・ニ協力ス」トイフ風ニ變更シタシ」

其ノ理由ハ

外務省

1915

スルモノナルガ大使ニ對シ政府ノ意圖トシテ決定シタルモノヲ
 傳達シ其ノ貫徹ニ努力セシメントスルモノナリ
 (以上ニテ全案ヲ決定シ、十二日興亞院會議ニ提出スルコトト
 ナル)

外務省

21
S 1.1.1.0-27

5738

0039-2

1914

堀内東亞局長「第一條ニ「各般ノ措置」トアル處、我方ノ意圖
 ハ此ノ通りナルモ表現強キニ過クルヲ以テ「各般ノ要求ヲ有ス
 ルコトヲ諒解シ」ト修正シタシ
 (結局「必要ナル措置」ト修正セラル)
 堀内東亞局長「第三條ノ「治安確立後」ナル字句ガ又々入り來
 リタルガ無キ方可ナリト信ス。何レニスルモ其ノ意味ハ明白ニ
 シ置キ度シ」
 (右字句ニ關シ種々論議アリタル結果原案通りトナシ置クコト
 ニ決定ス)
 堀内東亞局長「今回ノ案ノ全般ニ關スルコトナルガ、今回ノ訓
 令ハ我方ノ條約案全般ノ構成及内容ヲ支那ニ押シツケルモノニ
 非ズ、支那ノ要求ヲ採リ入レテ取極ノ中ニ新シキ事項ヲ入レル
 コトモアルベク、要スルニ交渉上ノ準則ナリト諒解ス」
 鈴木政務部長「相手ノアル事ナレバ餘裕アル如キ字句ニテ訓令

外務省

24
S 1.1.1.0-27

5737

0039

1917

合シタルガ阿部大使ノ電報（特第二二號）ニ對シテハ別案ノ如ク返電致シ度シト答へ同答電文案ヲ決定ス

ニ次テ訓令案ノ審議ニ入り

○外務大臣ヨリ第一項ニ「條約締結ノ形式ニ於テ行フ、トノ字句ハ今後情勢ノ變化ニヨリテハ必ズシモ此形式ニヨラザルコトアルベキコトヲ排除スルモノニ非ズト諒解ジテ可ナリヤ」トノ質問アリ

政務部長ヨリ「政府ガ四圍ノ情勢ヲ判斷シテ新ニ決意セラルルコトハ固ヨリ差支ナカルベシ」ト答フ

○外務大臣ヨリ「訓令第二項ニ「滿洲國承認ハ今回ノ條約締結前又ハ」云々トアル處締結前ニ之ヲ行ハシメントノ意向アル次第ナリヤ」トノ質問アリ

政務部長ヨリ「政府トシテハ三國宣言案ヲ最モ適當ト考フルモ交渉ノ經過ニヨリテハ先ヅ支那ガ一方的ニ承認スルコトモ考ヘラレ又條約ノ他ノ部分ニ付交渉成立セザル場合ニ三國宣

外務省

1.1.1.0 - 27 5740

0041

1916

六月十二日興亞院會議事覺 （會議後政務部長ノ談話ニ基キ筆記）

一先ヅ政務部長ヨリ別紙（日俄國交調整交渉ニ關スル件）ニ基キ全般的ノ説明ヲナシ次ニ訓令案及同別紙第一乃至第四ニ關シ説明セルニ

○總理大臣ヨリ「阿部大使ヨリ種々ノ電報接到シ居ル處之ヲ如何ニ見ルベキヤ」トノ質問アリ

政務部長ヨリ「右ハ主トシテ條約對策委員會ニ於テ五月末一應作製セル第一回ノ條約取極ノ案ヲ一見セラレ斯ル廣汎ナルモノヲ交渉決定スルハ困難ナリトノ印象ヲ受ケラレタルコトト第二ニハ先般隨員ガ現地ニテ研究セル案ハ「協議書類」ノ確認有效化ヲ基礎トスルニ對シ中央ハ立案及交渉ニ當リ協議書類ノ内容ニハ努メテ準據スルモ「協議書類」全般ヲ正式ニ確認スルコトハ反對ナルコトノ二點ニ基キ意見ヲ電報セラレタルモノナルベシ、之等ノ點ニツキテハ既ニ影佐少將トモ談

外務省

1.1.1.0 - 27 5739

0040

トイフ如キ問題ニ非ズ」ト答へ
 陸軍大臣ヨリ「將來別冊ノ規定ヲ超エテ要求スルノ意志ハナシ。但シ今論議協定スルコトハ不可ナリトノ意味ナリ」ト述ベ
 外務大臣ヨリ「然ラバ此處ニ規定セル處ニヨリ將來「協議書類別冊」ノ内容ヲ逸脱シ又ハ紛亂スルコトアルベシトノ意ニ非ズト考ヘ差支ナキヤ」ト質問シ
 政務部長ヨリ「然リ、之ニハ觸レズ、トイフコトナリ。此ノ意味ヲ隨員ニ傳ヘラルルモ差支ナシ」ト答フ
 ○海軍大臣ヨリ「第七項資格ノ點ハ如何」ト質問アリ
 政務部長ヨリ「目下人々現地ニ派シテ支那側ノ意向ヲ調査セシメツツアリ。隨員側ハ汪ニ於テ主席ニナルコトヲ簡單ニ行ハルベシト考ヘ居ルモ果シテ如何カト考フ」ト答フ
 右質疑後原案通り決定セラレタリ

外務省

言ノミヲ以テ承認スルコトモ考ヘラレザルニ非ズ。又文章トシテ「遅クモ同時」ノ意ヲ強ク言ヒ表ハス爲ニモ挿入セル字句ナリ」ト答フ
 ○總理大臣ヨリ「訓令第五項ノ意味如何」トノ質問アリ
 政務部長ヨリ「要スルニ「差支ナシ」迄ハ應酬振ナリ「先方ニ於テ」云々以下ハ實質的ノ規定ニシテ「體系概案」ノ粹以外ニ出ルコトモ考慮セラルルモ其場合ニ於テモ別冊ニ掲ゲラレタル事項ハ取極トズルベカラズトノ訓令ノ意ナリ」ト説明ス
 ○外務大臣ヨリ「第五項ノ末段ハ將來モ我方ノ要求トシテ「別冊」ヨリ増加スルコトナキモ今度ハ協定セズトノ意味ナリヤ」ト質問アリ
 政務部長ヨリ「戦争遂行中ハ之等事項ヲ公式ニ論議スベカラズ、トイフ事ニシテ其ノ内容ハ可ナルモ協定スルコト出來ズ、

外務省

1921

「現在ノ處デハ條約調印ノ形式ヲ以テ承認セントス。
 一「差支ナシ」迄ハ應酬振。次ノ「非ズ」迄ハ本質、ソノ次ノ
 「相成度シ」迄モ本質ニシテ前ノ項ヲ限定スルモノナリ。
 一「ハ之カラ隨員トモ連絡シテ研究シタシ。」
 一「次テ質問ニ入り」
 杉原「第一項ノ規定ハ條約締結以外ノ形式ヲモ絶対ニ排除スル
 非ノニハ非スト解シ差支ナキヤ」
 部長「中央ニ於テ情況ニヨリ意志ヲ變更スルコト絶対ニナシト
 ハ云ヘズ。但シ斯ル際ハ改メテ訓令アルヘキ筋合ナリ」
 杉原「第一項ニ掲ケタル條約取極ハ概定ニシテ「體系概案」ニ
 掲ケラレサル事項ノ取極ノ如キモ必スシモ排斥スルモノニ非
 ズト解シ差支ナキヤ」
 部長「然リ」
 杉原「第二項ニ「締結前又ハ」トアルモ其ノ要旨ハ「遅クトモ

外務省

8 1.1.1.0 - 27

5744

0045

1920

六月十三日隨員團ニ説明ノ爲ノ會議ノ議事覺
 出席者
 興亞院 鈴木 政務部長
 石川 政務部第一課長
 吉野 政務部第二課長
 政務部第一課 課長
 政務部第二課 課長
 田尻 東亞局第一課長
 楠田 理財局外事課長
 河村 軍務局軍務課長
 石井 同課員
 大前 軍務局第一課員
 影佐 隨員
 犬養 隨員
 杉原 隨員
 藤井 隨員
 石原 隨員
 訓令案ニ付鈴木部長ヨリ説明
 (前同ノ案ヲ變更シタル理由一政府交渉開始ヲ急グ方針。)

外務省

8 1.1.1.0 - 27

5743

0044

1922

同時「ニ重點アリト解シ差支ナキヤ」
 部長「然リ、支那ガ先ツ自發的ニ單獨テ滿洲國承認ヲ行フモ差支ナキニ付「前ニ」トアル次第ナリ」
 杉原「第五項ノ前段ノ規定ニ關シ、交渉全體ヲ「イニシアチブ」ヲトツテ「リード」スル爲ニ「協議書類」全体ニツキ之ニ準據シ交渉スヘシトイフカ如キコトヲ我方ヨリ進ンデ云ヒ出シテモ差支ナキヤ。又「回答スルモ差支ナシ」トアルハ場合ニヨリ文書ヲ以テシテモ差支ナキ意ナリヤ。」
 部長「然リ。然レドモ文書ヲ以テスルカ如キコトハナルヘク避ケタシトイフ考ナリ。」
 影佐「ソノ邊御趣旨ヲ諒解シ難シ。日本ガ協議書類ノ内容ヲ超ヘテ要求スル方針ナラバ別ナルモ協議書類ノ内容ハ可ナリトイフコトナラバ文書ヲ以テ確認スルモ差支ナキニ非スヤ。」
 協議書類ノ内容ニ關シテハ支那トシテモ實ハ輕減ヲ欲スル規

外務省

0046

1.1.1.0 - 27

5745

1923

定モ多々アル次第ニテ交渉ニ當リ協議書類ヲ先ツ確認スルコトハ支那ニノミ有利ナリト解スルハ當ラズ。協議書類ノ確認ヲ不可トセラルルハ或ハ將來或事項ニツキ「ブラス、アルフア」ヲ考ヘ居ラルルニ非スヤトモ思ハルル處如何。我々ハ確認ヲ濫ラルルハ「ブラス、アルフア」ハナク、單ニ時機ノ問題ト諒解シ來レリ。大使モ總理大臣以下カラ「ブラス、アルフア」ハナシトノ確言ヲ得タル上ニテ御受ケシタル次第ニテ、此點ハ今般ノ訓令ニ依リ變更セラレタリトイフ事トナル」
 部長「「ブラス、アルフア」トイフ譯ニ非ズ。何トモキメラレヌ、トイフ事ナリ。」
 吉野「戰爭遂行中ハ決定出來ヌトイフ事ナリ」
 影佐「ソレナラバ時機ノミノ問題トナル」
 部長「單ナル時機ノ問題ニ非ズ」
 杉原「回答セラレ差支ナシ、トノ點ニ掲ケアル「協議書類」ハ

外務省

0047

1.1.1.0 - 27

5746

1925

部長「政府ノ意志トシテ斯ルコト絶対ニナシ」
 影佐「諒承セリ」
 (次テ藤井中佐ヨリ大使館ト中央トノ事務上ノ連絡ニ關シ發言アリタル後)
 杉原「別紙第一「體系概要」ノ備考〇ヲ附シタルモノノ範圍モ交渉ノ經過ニ依リ變ルコトアリ得ベシト考ヘテ可ナリヤ」
 部長「政府トシテ現在ノ心持ハ同表ノ通りニシテ將來モアマリ變化ナカルベシ」
 杉原「附屬議定書第二條ノ「政務」ト「辨シタル現行事實」トヲ區別スルコトノ意味如何。」
 部長「行政的處斷ノ結果トシテ既成事實トナツタモノトノ兩方ヲ含ムモノナリ」
 杉原「同第三條ハ非常ニ面倒ナル經緯アリテ決定ニ御苦心アリタルコトト思ハルルモ意味ハ明確ナラシメ置キタシ。右規定中「

外務省

1.1.1.0 - 27

5748

1924

「別冊」モ含ム「協議書類」ト解シ差支ナキヤ」
 部長「差支ナシ」
 杉原「別冊ニ關シ取極ヲナスヘカラズトイフ事ハソレダケノ意味ニテ日本政府トシテ將來別冊ノ規定ヲ超越シ又ハウヤムヤニスル意志ハナシト解シ差支ナキヤ」
 部長「然リ。」
 影佐「吉野課長ノ云フ如ク戰爭遂行中ハ決定出來ヌト云ヘバ之ハ時期ノ問題ナリ。而シテ支那側ニ於テ「別冊」ヲ此際訓令ノ方針ノ如ク別扱トスルコトニ同意セサル場合ニハ訓令第一項ノ規定ニ顧ミ承認ハ當分ハ出來ヌトイフ事トナル。數年後トイフコトニナルベシ」
 部長「交渉シテ見ナケレバ、分ラヌコトナリ」
 影佐「要スルニ日本政府ノ腹トシテ別冊云々ニ藉口シテ承認ヲ遲ラサントノ意向アリテハ困ルトイフコトナリ」

外務省

1.1.1.0 - 27

5747

0049

0048

1927

ナリ。要スルニ交渉ニ先シ支那側ト文書ヲ以テ斯ルコトヲ取
極ムルコトハ信ナキコトヲ示ス。相互間ニ信アレバ問題ナシ」
影佐「信ナキ故問題トナル次第ナリ」
藤井「外交交渉ノ手段トシテヤルノハ差支ナカルベシ。議事録等
ニ記録セラルルコトトナルハ致方ナカルベシ。」
田尻「正式ノ協定ニ近キ議事録ヲ條約締結前ニヤルコトハ不可ナ
リ」
影佐「結局今回ノ交渉ハ協議書類ヲ基礎トシテ案文ヲ均ラスコト
ニ終始スルコトトナルベシ。協議書類ノ字句ノ不明確ナルモノ
ヲ明確ニスルコトハ出來ルモ其レ以上ノコトハ困難ナルヘシ」
（次テ隨員側ヨリ別紙「大使隨員ニ與ヘラレタル諒解」ヲ提出シ
誤リナキヤラ質問シ所要ノ訂正（赤紙）ヲ加ヘ大體承認セラレ
タリ）

外務省

27 1.1.1.0 - 27

5750

0051

1926

本期間トハ如何ナル期間ナリヤ」
部長「二年以内」ナリ」
藤井「別冊」中海軍關係ノモノハ寧ロ直チニ取極トスルコト有
利ナリト考ヘラルル處之モ何等協定セサル御方針ナリヤ」
石川「日本側ノ歩調ガ亂レルカラ此際取極メサルコトトシタル次
第ナリ。交渉ノ途中ニテ若シ差支ナキ方式アラバ中央ト連絡ノ
上善處セントスルモノナリ」
大前「海軍トシテ軍事協定トイフカ如キコトハ陸軍トノ振り合ヒ
ヲ保ツ意味ニテ困難ナルヘキモ別冊海軍關係事項中必要ナルモ
ノヲ議事録等何等カ適當ノ形式ニテ取極メ置キタキ希望ナリ」
影佐「要スルニ我々ノ申ス處ハ協議書類全般ニ關シ交渉開始ニ常
リ先ツ協議書類ノ「ライン」デ行カウトイフ話合ヒラシタイ
トイフ趣旨ナリ」
部長「訓令ハ斯ルコトヲナルベク遣リタクナシトノ事ヲ示スモノ

外務省

36 1.1.1.0 - 27

5749

0050

1929

六月十三日興亞院ニ於ケル訓令内容ノ説明ニ際シ打合上京中ノ大使隨員ニ與ヘラレタル諒解

一 訓令案第一項中「帝國政府ハ新政府ノ承認ヲ條約締結ノ形式ニ於テ行フモノナル處」トアルハ將來情勢ニ依リ條約締結以外ノ方法ニ依ル場合アルコトヲ絕對ニ排斥スル趣旨ニ非ス（政府ノ意圖ハ訓令ノ通りニシテ將來情勢ニ依リ變更セラルルコトハ考ヘ得ラレザルニハ非ザルモ其ノ場合ニハ中央ニ於テ改メテ決心シ訓令セラルベキ筋合ナリ）

ニ 訓令案第一項中交渉ノ基礎トシテ決定セラレ又引續キ決定送付セラレヘキ諸要綱ハ我方ノ腹案ニシテ之等ヲ其ノ儘交渉原案トナスヘシトノ意味ニ非ス彼我交渉ノ經過ニ依リ体系其ノ他ハ右諸要綱ノ趣旨ヲ体シ機宜處理シ差支ナシ（但シ其内容ニ變更ヲ見ルカ如キ場合ニハ請訓セラルヘキモノトス）

三 訓令案第二項中「支那ノ滿洲國承認ハ今回ノ條約締結前又ハ遲

外務省

37 1.1.1.0 - 27 5752

0053

1928

其他打合セラレタル事項

○ 本件交渉ニ關スル發表ハ現地テ或ル程度ノコトハヤリ、中央ニテ發表スル場合ニハ外務省カ其事務ヲナスコト

○ 滿洲國關係ニツキテハ陸軍省ヨリ關東軍ト所要ノ聯絡ヲナスコト等

外務省

38 1.1.1.0 - 27

5751

0052

日支國交調整交渉ニ關スル件
 一 本年一月八日閣議決定ノ「新政府樹立ニ關聯スル處理方針」ニ於テ新中央政府ヲ相手トスル正式國交調整交渉開始ノ時期竝ニ國交調整條件ハ該政府ノ發育及内外ノ情勢ヲ見極メタル上洵テ之ヲ決定スルモノトス

ト決定セラレアリ而シテ新政府樹立以來今日ニ至ル間其發育狀況ヲ詳察スルニ逐次其基礎ヲ堅メツツアルモ人的要素ニ於テ財力ニ於テ將タ亦行政能力ニ於テ未タ以テ中央政府トシテ條約履行ノ實體ヲ具備スルニ至ラス特ニ政治運営ノ基底力タル兵權ノ確立及軍力ノ點ニ至リテハ極メテ不充分ナリ之ヲ以テ該政府發育ノ現狀ヨリセハ未タ以テ必スシモ條約締結ノ段階ニ到達シアリト認ムルヲ得ス然レトモ讎テ内外ノ諸情勢ヲ考察スルニ歐洲戰亂ノ發展特ニ該戰亂ヲ廻ル獨伊ノ壓迫的勝勢及之ニ原因スル重慶政權ノ抗戰意志ノ動搖ト其實力弱化トハ速クニ條約締結ニ關スル交渉ヲ開始シ

外務省

4/ 1.1.1.0 - 27

5754

0055

クトモ之ト同時ニ必ス之ヲ實行セシムルヲ要スルトアルモ必スシモ前段ノ「今回ノ條約締結前」ニ重點ヲ置クノ趣旨ニ非ス

四 訓令案第五項中協議書類ノ取扱振ニ關シ

(イ) 萬已ムヲ得サル場合ハ彼我交渉ニ入ルニ當リ先ツ話合ハ協議書類(別冊共)ノ線ニ沿ヒ行ハルヘキ旨ヲ彼我ノ間ニ明確ニスルコト及要スレハ右ノ協議事程度ノ文書ヲ以テ行フコト差支ナシ(協定の文書ノ意ニ非ス)

(ロ) 協議書類中別冊ニ關スルモノノ取扱ハ現下諸般ノ情勢ニ於ケル中央トシテノ内意ヲ傳ヘタルモノニシテ將來右別冊ノ規定ヲ逸脱シ又ハ有耶無耶ニ葬リ去ラントスルカ如キ趣旨ヲ含ムモノニ非ス從テ之ヲ取扱ハ今後ニ於ケル交渉ノ進捗狀況ヲ考慮シ改メテ指示ヲ待ツ義ト心得ルモノトス

外務省

40 1.1.1.0 - 27

5753

0054

1933

リ交渉開始ニ必要ナル部分ノミノ審議決定ニ止メ新政府承認時迄テニ必要ナル條項ニ就テハ追テ取急キ審議決定スルコトトセ

外務省

43 1.1.1.0 - 27

5756

0057

1932

一ツハ以テ帝國不動ノ決意ヲ中外ニ宣明シ他ハ以テ全般的事變解決ノ促進ニ資スルノ要切ナルモノアリ依テ新政府ノ實力強化ハ今後引續キ之ヲ施策ヲ活潑ナラシムルコトトシ新政府ヲ相手トスル國交調整ヲ速クニ開始スルコトトセリ

ニ本交渉ヲ昭和十三年十一月三十日御前會議決定ノ「日支新關係調整方針」ヲ根帶トシ昭和十三年十二月三十日海機關注間ニ行ハレタル日支協議書類ニ準據シ行ハルハキモノタルハ勿論ナルモ交渉開始ノ事情前項ノ如クナルヲ以テ交渉間ニ於テモ常ニ今後ニ於ケル世界政局ノ變轉ト事變全局ノ動向トニ則應シテ機宜ノ處斷ニ出テ得ルノ彈力性ヲ保持スルト共ニ帝國ノ事變遂行力ニ微動タモ來ササルノ用意トヲ必要ト認メ條約要綱ノ立案取扱ニ當リ特ニ此點ニ留意シツツアリ

ニ條約全般ニ關スル立案ハ一應之ヲ了シタルモ交渉開始ヲ急クノ必要ヨリシテ全般ニ亘リ審議決定ヲ爲スノ餘裕ナク爲メニ差當

外務省

42 1.1.1.0 - 27

5755

0056

1935

スルニ逐次基礎ヲ堅メツツアリマスガ其ノ人的要素ニ於テ財力ニ於テ將亦行政能力ニ於テ未ダ以テ中央政府トシテ條約履行ノ實力ヲ具備スルニハ至ツテ居リマセズ特ニ政治運営ノ根基タル兵權ノ確立及軍力ノ點ニ至リマシテハ極メテ不十分デアリマス即チ該政府發育ノ現狀ヨリ致シマスレバ未ダ以テ必シモ條約締結ノ段階ニ到達シアリトハ認メ得ナイデアリマス

然シナガラ内外ノ諸情勢ヲ考察致シマスルニ歐洲戰亂ノ發展特ニ獨伊側ノ壓倒的勝勢竝ニ之ニ原因致シマスル支那抗日政權ノ抗戰意志ノ動搖ト其ノ實力弱化ノ現狀トハ此際速クニ新政府ト條約締結ニ關スル交渉ヲ開始致シマシテ一ハ以テ帝國不動ノ決意ヲ中外ニ宣明シ他ハ以テ全般的事變解決ノ促進ニ資スルノ要切實ナルモノアリト信ズル次第デアリマス新政府ノ實力強化ニ關シマシテハ今後充分施策ヲ活潑ナラシムル如ク協力致シマスルコトト致シマシテ茲ニ新政府ヲ相手ト致シマスル國交調整ニ

外務省

45 1.1.1.0-27

5758

0059

1934

日支國交調整ニ關スル條約案訓令ニ關スル内閣總理大臣内奏(案)

支那ニ派遣セラレマシタル阿部特命全權大使ニ對シマシテ帝國政府ト支那政府トノ間ニ締結セラルベキ日支新國交調整ニ關シマスル條約ニ付交渉開始ヲ訓令致シマスルニ當リマシテ謹テ本案ノ起草竝ニ締結ニ關シマスル政府ノ方針ヲ申上ゲマス

一政府ガ今般條約ヲ締結スベキ中華民國國民政府ハ本年一月九日內奏致シマシタル日支當事者間ノ内約ニヨル協議書類ニ基キ成立致シマシタルモノデアリマス、帝國政府ト致シマシテハ該政府ヲ以テ將來日支兩國間ノ新國交修復ノ對象タルベキモノトシ之ガ育成發展ニ全幅ノ協力ヲ致サントスルモノデアリ新政府モ亦帝國ノ意圖ヲ諒解致シマシテ専ラ實力ノ涵養、民心ノ把握ニ努メ來ツタ次第デアリマス

ニ然ルニ新政府樹立以來今日ニ至ル間其ノ發育狀況ヲ詳察致シマ

外務省

44 1.1.1.0-27

5757

0058

1937

經濟的長期戰態勢ノ整備ニ移行セントスルモノデアリマシテ此處ハ今後條約交渉上モ我方不動ノ決意ヲ顯示スル爲絕對必要ナリト信スルモデアリマス

今後交渉ニ於キマシテハ眞ニ帝國政府ノ意圖スル所ヲ充分支那側ヲシテ納得セシムル如キ萬般ノ措置ヲ講ジ以テ之カ貫徹ヲ期スル次第デアリマス

外務省

49 8.1.1.1.0-27

5760

0061

1936

關スル交渉ヲ速クニ開始スルコトニ決心致シマシタ次第デアリマス

勿論支那ニ於キマスル抗日勢力ガ殘存致シマスル限り戰爭狀態ハ依然繼續致スノデアリマシテ新條約ハ通常交戰國間ニ於テ休戰後締結セラルル構和條約トハ本質的ニ相違致シテ居リマシテ名ハ條約ト申シマスルガ實ハ中外ニ對スル一種ノ宣言ト同様デアルト存スルノデアリマス從テ政府ト致シマシテハ新條約ニヨリ事變ノ善後處置及今後永キニ渉ル日支關係ノ規準ヲ定ムルト共ニ帝國ノ國策遂行ニ關スル不動ノ決意及其ノ具體的限界ヲ中外ニ明示致スコトヲ意圖致シマシテ本交渉ニ當ラウト致ス次第デアリマス

政府ト致シマシテハ事變急速解決ノ要諦ハ我方經濟的長期戰態勢ヲ速クニ確立スルニ在リト信スルモノデアリマスノミナラス本交渉ノ意義ニモ鑑ミマシテ條約締結ノ成否如何ニ關ラズ着々

外務省

46 8.1.1.1.0-27

5759

0060

1939

日支新關係調整條約ノ締結交渉ニ關スル内奏(案)

帝國政府ハ中華民國新中央政府ニ對シ曩ニ阿部特命全權大使ヲ特派シ同政府ノ發達ノ助成及帝國トノ關係ノ調整ニ當ラシムルコトト致シテ居リマスカ、同政府ニ對スル承認ハ他ニ特別ノ事情ナキ限り條約締結ノ形式ニ於テ行ハントスルモノテゴザイマシテ、政府關係當局ニ於テ條約案ニ關シ審議ヲ續ケテ參リマシタ結果、同政府トノ間ニ取極ムヘキ右條約案日支間ノ新國交修復ニ關スル基本條約、事變終結善後措置ニ關スル附屬議定書、其ノ他附屬經濟協定、外交軍事關係等ニ關スル秘密附屬協定及北支蒙疆等支那ノ地方行政組織ニ關スル秘密交換公文ト致シ度ク、且此ノ際支那新中央政府ヲシテ滿洲國ヲ承認セシムルコトトシ之ニ關スル日本、滿洲國及支那三國間ノ共同宣言ヲ公表スルコトヲ適當ナリト認メ若ニ政府ノ意見ヲ決定シタ次第テゴザイマス。

外務省

49
6 1.1.1.0 - 27

5762

0063

1938

昭和十五年六月十五日

日支新關係調整條約ノ締結交渉ニ關スル内奏(案)

大臣ハ内奏案本文四以下ヲ捧呈セス其ノ内容ヲ口答ニテ御説明申上ケ且興亞院意見二ノ要點ヲモ御説明セラレタル趣ナリ

外務省

48
6 1.1.1.0 - 27

5761

0062

1941

マシガ、承認ノ字句ヲ用ヒ之ヲ日支間ノ條約ニ必ズシモ明記スルコトヲ必要トスルモノデハゴザイマセヌ。滿洲國ガ嚴ニ獨立國トシテ存在シテ居ルコトヲ自明ノ既成事實トシテ取扱ヒ、日滿支三國政府ガ緊密ニ提携シテ道義ニ立脚スル東亞ノ新秩序ヲ確立シ以テ永遠ノ平和ヲ保持スルガ爲ニ、三國ガ主權及領土ヲ相互ニ尊重シ合フコト及三國ガ善隣友好ノ實ヲ擧グル爲三國關係ノ各般ニ亘リ互助敦睦ノ手段ヲ講ズベキコトヲ日滿支三國間ニ於テ共同ニ宣言スル形式ヲ取ルコトモ、支那ニ依ル滿洲國承認問題解決ノ一方法デゴザイマシテ、此ノ方法ニ依レバ支那ガ重要視シ居ル中華民國ノ主權及領土尊重ノ問題ヲ一併解決シ得ルノミナラズ、日滿支三國ガ友好提携ノ關係ニアルベキ原則ヲ明カニスルコトヲ得ル次第デアリマシテ、政府トシテハ右形式ガ最モ適當ナモノデアルト考ヘルモノデゴザイマス。

外務省

1.1.1.0 - 27 5764

0065

1940

ニ今回ノ條約起草ニ當リマシテハ、昭和十三年十一月三十日御前會議ニ於テ御決定相成リマシタル日支新關係調整方針ニ基キマシテ、昭和十四年十月三十日上海ニ於テ日支當局間ニ内約セラレマシタル「日支新關係調整ニ關スル協議書類」ノ内容ヲ一應全般ニ涉リ検討シ所要ノ事項ヲ案文ト致シマスルト共ニ、其ノ後ノ情勢ノ變化ニ應ジ、必要ナル考慮ヲ加ヘタルモノデゴザイマス。

尙本條約案ハ主トシテ帝國ノ立場ニ於テ起草セラレタルモノデゴザイマシテ、從ツテ支那側ト交渉ヲ進メマスルニ連レ先方ヨリ所謂「協議書類」中ニ内約セラレテ居リマスル事項ニシテ我方案文ニハ無キモノニ付協定センコトヲ提議シ來リマスル場合ニハ更ニ考慮スルモ差支ナシトノ心組デゴザイマス。

ニ中華民國政府ガ滿洲國ヲ承認致シマスコトハ、今回ノ條約締結前又ハ遅クトモ之ト同時ニ必ズ實行セシムベキ重大案件デアリ

外務省

1.1.1.0 - 27 5763

0064

1943

ベキ要綱ニ付テハ特ニ斯カル意圖ノ下ニ政府ノ意見ヲ決定シタ
 モノデゴザイマス。

基本條約ノ内容トナルベキ要綱ヲ申述ベマスルニ、
 冒頭ニ於テ日支兩國ハ東亞ニ於ケル新秩序建設ノ理想ノ下ニ相
 互ニ善隣トシテ結合シ東洋平和ノ樞軸タルコトヲ共同ノ目標ト
 ナスモノデアアル旨ヲ明カニシ、

次ニ日支兩國ノ友好善隣關係ニ關スル規定トシテ兩國ガ相互ニ
 本然ノ特質ヲ尊重シ善隣友好ノ實ヲ舉グル爲各般ニ互リ互助敦
 睦ノ手段ヲ講ズルコト、兩國ガ政治、外交、教育、宣傳、交易
 等諸般ニ互リ相互ニ好誼ヲ破壊スルガ如キ措置及原因ヲ撤廢シ、
 且將來ニ互リ之ヲ禁絶スルコト、

及兩國ガ文化ノ融合、創造及發展ニ協力スルコトノ趣旨ヲ定メ
 次デ兩國ガ協同シテ防共ニ當リ且共通ノ治安ノ維持ニ協力スル
 モノナルコトノ原則ヲ明カニシ、之ガ手段トシテ日本ハ蒙疆及

外務省

1.1.1.0 - 27

5766

0067

1942

四 今回締結スベキ條約ハ、帝國ガ支那ニ於ケル抗日勢力ニ對シ現
 ニ行ヒツツアル大規模ノ戰爭行爲ヲ繼續シツツ、而モ日本軍占
 據地域内ニ於テ成立シマシタ新中央政府ヲ相手トシテ締結スル
 條約デアアル點ニ於キマシテ、通常交戰國間ニ於テ先ヅ休戰ヲ行
 ヒ然ル後締結セララルル段取トナリマスル所謂媾和條約トハ本質
 的ニ相違ガアルノデゴザイマス。即チ新條約ノ内容ハ事變ノ善
 後處置及今後永キニ亘ル日支兩國間ノ根本關係ノ規準ヲ定ムル
 モノデアアルコトヲ必要ト致シマスル外、之ト同時ニ内ニアリテ
 ハ帝國臣民ノ士氣ヲ振作シ今次事變ノ目的完遂ニ對スル國民的
 結束ヲ鞏クシ、外ニ於テハ支那人心ヲ把握シテ事變ノ解決ノ促
 進ニ資シ、又第三國ニ對シテハ帝國ノ國策遂行ニ關スル不動ノ
 決意及其ノ具體的限界ヲ明示スルモノデアアルコトヲ要スル次第
 デアリマス。之ハ締結ト共ニ公表セラルベキ條約及諸取極ノ内
 容ノ審議ニ當リ政府ノ留意シタ點デアリマシテ、其ノ内容タル

外務省

1.1.1.0 - 27

5765

0066

1944

北支ノ一定地域ニ所要ノ日本軍隊ヲ駐屯シ又兩國ハ各々其ノ領域内ニ於ケル共産分子及其ノ組織ヲ芟除スルト共ニ防共ニ關スル情報宣傳等ニ關シ提携協力スルコト及日本ハ揚子江沿岸特定地點及南支沿岸特定島嶼及之ニ關聯スル地點ニ艦船部隊ヲ駐留スルコトヲ規定シテ居リマス。

更ニ經濟提携ニ關スル規定トシテ先ツ兩國カ互惠平等ノ精神ニ依リ長短相補ヒ有無相通スル趣旨ニ基キ緊密ナル經濟提携ヲ行フ旨ノ原則ヲ定メ、之カ具體的重要ナル部面トシテ兩國カ支那ノ領域内ニ於ケル資源ノ開發利用ト兩國間ニ於ケル一般通商ノ振興及物資ノ需要供給ノ便宜及合理化竝ニ支那ニ於ケル産業、金融、交通、通信ノ復興發達ニ關シ緊密ナル協力ヲナスコト、及資源ノ開發利用ハ北支蒙疆海南島等ノ特定國防資源ニ重點ヲ置キ、又通商貿易ハ揚子江下流地域ニ、物資ノ供給問題ハ北支蒙疆ニ重點ヲ置クコトヲ規定シ、經濟提携ニ關スル具體的ノ限

外務省

1.1.1.0 - 27

5767

0068

1945

府ヲ示サントスル次第デゴザイマス。

尙從來支那側ニ於テ租界ノ還付及治外法權ノ撤廢等所謂不平等關係ノ清算ヲ要望シ日本ハ支那ノ内地開放ヲ主張シ來ツタノデアリマスカ、本問題ニ付テハ日本ハ日支新關係ノ發展ニ照應シ租界治外法權等ノ問題ヲ解決スベク、支那ハ日本國臣民ノ爲内地ヲ解放スベキ原則ヲ明カニシ、

最後ニ日支兩國ハ本條約ノ目的達成ニ必要ナル事項ヲ別ニ協定スヘキ旨ヲ規定致シマシタ。

以上ヲ以テ基本條約ノ内容トシ府政府ノ案デゴザイマス。

六 附屬議定書ハ基本條約ト共ニ公表ヲ豫定シ居ルモノデアリマシテ、第一ニ日本カ現ニ支那ニ於テ遂行シツツアル戰爭行為ヲ繼續スル期間之ニ伴フ特殊事態ノ存在スルコト、及右目的達成上日本カ支那ニ於テ必要ナル措置ヲトルコトヲ新中央政府ニ諒解セシメ且之ニ協力セシムル趣旨、及將來情勢ノ推移ニ應ジ是等

外務省

1.1.1.0 - 27

5768

0069

ノ事態ヲ調査スルコトヲ明カニシ、
 第二ニ新中央政府成立前中華民國臨時政府及中華民國維新政府
 等ノ辨シタル一切ノ政務及諸般ノ既成事實ヲ新中央政府ニ於テ
 承認スル趣旨、及將來ニ於ケル之カ調整ニ關スル規定ヲ設ケ、
 第三ニ基本條約ニ規定セララルルカ如キ事變終結後モ駐屯スベキ
 軍隊ヲ除キタル以外ノ日本國軍ノ撤收ニ關シ、日本ハ抗日勢力
 ニ對スル軍事行動ヲ終了シタル時ハ是等軍隊ノ撤收ヲ開始シ治
 安確立後二年以内ニ完了シ、支那ハ右期間ニ治安ノ確立ヲ保障
 スルコトヲ規定シ、
 第四ニ新中央政府ハ事變發生以來支那ニ於テ日本臣民ノ蒙リタ
 ル權利利益ノ損害ヲ補償シ、日本ハ支那難民ノ救済ニ協力スベ
 キ旨ヲ規定セントスルモノデゴザイマス。
 是等ハ主トシテ事變ノ善後措置ニ關スル過渡的規定ト言フベキ
 事項デアリマス。支那ニ於ケル帝國ノ戰爭行爲ハ今尙大規模

ニ進行中デアリ、且又新中央政府承認ニ依リ直ナニ事變處理ノ
 完了ニ立到リマセヌカ故ニ、帝國トシテハ新中央政府トノ條約
 締結、新中央政府ノ承認ニ依ツテ聊モ事變目的ノ完遂ニ累ヲ及
 ホスカ如キ拘束ヲ受クルコトハ出來マセヌ、又新中央政府トシ
 マシテモ進シテ事變解決ノ爲帝國ニ對シ密接ニ協力スヘキコト
 ハ當然ノコトト認メマスルカ故ニ、特ニ此ノ點ハ本議定書中第
 一ニ於テ明カニセンコトヲ期シ次第デゴザイマス。
 七次ニ附屬經濟協定ハ經濟提携ノ具体案ニ關スル若干ノ細目ヲ規
 定シ、
 附屬秘密協定ハ第三國ニ對スル日支兩國ノ外交上ノ提携、日本
 人顧問ノ招聘、治安維持ニ必要ナル一時的駐兵、日本軍カ交通
 通信機關ニ對シ有スル軍事上ノ要求及一般的ニ支那ノ日本軍ニ
 對スル便宜供與竝ニ航空、氣象、鐵道、海水運及通信ニ關スル
 コトヲ規定シ、

外務省

外務省

1.1.1.0 - 27

5770

0071

1.1.1.0 - 27

5769

0070

1948

又祕密交換公文ハ北支、蒙疆、海南島、厦門及揚子江下流ニ關シ日支協力上必要ナル行政組織ノ問題ヲ規定セントスルモノテアリマス。

尤モ是等ノ内容タル事項ハ必ズシモ基本條約ト同時ニ締結ヲ要セザルモノモアリ、詳細ハ引續キ審議ノ上決定スルコトトナツテ居リマス。

ハ以上條約ノ構成及其ノ内容トシテ取極ムベキ事項ノ範圍及緊急ノ程度ニ付テハ別紙第一「條約體系概要」、又「日滿支共同宣言書要綱」、日支間ノ新國交修復ニ關スル條約要綱」及「附屬議定書要綱」ハ夫々別紙第二、第三及第四ノ通テゴザイマス。

阿部大使ニ對シテハ是等ノ案ニ基キ交渉ヲ開始シ、出來ル限り之ガ實現ニ努力スベキ旨ヲ訓令スルコトニナツテ居リマス。

外務省

48
 6 1.1.1.0 - 27 5771 0072
 6 1.1.1.0 - 27

極秘

6
9

大使ニ對スル訓令案

昭和十五年七月二十六日
興亞院會議決定
七月二十五日
連絡委員會決定

0073

50

1949

- 一、六月十五日附往信機密第 號訓令中ニ記載セラレタル如ク政府ハ「條約體系概要」ニ掲ケラレタル諸取極案中右訓令ニ附屬セラレザリシモノニ付其後審議ヲ續ケ來リシ處 月 日興亞院會議ニ於テ左記各要綱ヲ決定セラレタルヲ以テ夫々別紙第一乃至第五トシテ茲ニ送付スルニ付右ニ基キ新政府ト交渉セラレ度シ
- 一、附屬協定要綱
- 二、蒙疆ノ自治ニ關スル交換公文要綱
- 三、華北政務委員會ニ關スル交換公文要綱
- 四、上海ニ於ケル日支協力ニ關スル交換公文要綱
- 五、海南島及附近ノ諸島嶼並ニ廈門特別市ニ於ケル日支協力事項ノ處理ニ關スル交換公文要綱

51 1.1.1.0 - 27 5772

尙新政府承認ニ當リ締結スヘキ取極ノ範圍ハ我方トシテ差當リ以上ヲ以テ打切リトナスノ意向ニシテ「條約體系概要」ハ此點修正ヲ見タルモノト諒解セラレ度シ

6 1.1.1.0 - 27 5773

REEL No. A-0227

0044

アジア歴史資料センター